

守谷市成年後見制度利用促進基本計画におけるアンケート集計結果について

守谷市  
成年後見制度に関するアンケート調査  
結果報告書



令和5年7月  
守谷市役所健幸長寿課



# 目次

## I 調査の概要及び回答者の属性

### 1 調査の概要

- (1) 調査目的
- (2) 調査対象及び調査方法
- (3) 配布数及び回収結果

### 2 本調査報告書の基本的な事項

- (1) 数値の基本的な取り扱いについて

## II 調査結果

### 1 成年後見制度について

- (1) 成年後見制度の認知度
- (2) 成年後見制度の相談先を知っているか
- (3) 成年後見人の業務内容について
- (4) 成年後見制度の利用に至っていない理由
- (5) 成年後見制度の利用促進の阻害要因
- (6) 成年後見制度が今後必要となる人の把握とその理由
- (7) 法人後見に認知度
- (8) 市民後見人の認知度
- (9) 成年後見制度の利用促進に必要なこと
- (10) 事業所での取り決めについて
- (11) 自由意見

### 2 調査結果の傾向について

- (1) 調査結果の傾向について

### 3 まとめ

# I 調査の概要及び回答者の属性

## I 調査の概要

### (1) 調査目的

次期守谷市成年後見制度利用促進基本計画策定にあたり、市内の介護・障がい事業所向けに成年後見制度（以下制度という。）の認知度や、適切な支援に向けた基礎調査として実施する。

### (2) 調査対象及び調査方法

( )内は市内の介護支援専門員・障がい福祉相談員総数となる。

項目	内容
調査対象	市内居宅介護支援事業所（所属全職員） 市内相談支援事業所（所属全職員） 市内介護保険事業所 市内障がい福祉サービス事業所 市内入院医療機関
調査数	76件（104件）
回答方法	匿名
抽出方法	有意抽出
調査方法	Web 調査法
調査時期	令和5年6月13日から6月30日までの18日間
調査地域	守谷市全域

### (3) 配布数及び回収結果

配布数	76件（104件）
有効回収数	59件（84件）
有効回収率	77.6%（80.8%）
備考	市内居宅介護支援事業所・市内相談支援事業所については、所属全職員を対象に調査の実施対象とした。

## 2 本調査報告書の基本的な事項

### (1) 数値の基本的な取り扱いについて

- ①比率はすべて百分率(%)で表し、小数点以下1位を四捨五入して算出している。従って、合計が100%を上下する場合もある。
- ②基数となるべく実数は、“n=〇〇〇”として掲載し、各比率はnを100%として算出している。
- ③質問の終わりに【(当てはまるものすべてにチェックしてください)】とある問いは、1人の回答者が2つ以上の回答を出しても良い問であり、従って各回答の合計比率は100%を超える場合がある。
- ④潜在的な成年後見制度利用を必要としている市民により身近に関係する介護支援専門員・相談支援専門員へは事業所1回答とせず、所属全職員を対象に調査を実施した。
- ⑤調査結果を図表したグラフ等について、前回と同様の質問にて尋ねたもの。

「今回」とは、令和5年6月に実施したアンケート調査であり、「前回」は、令和2年4月に実施した調査である。

## Ⅱ 調査結果

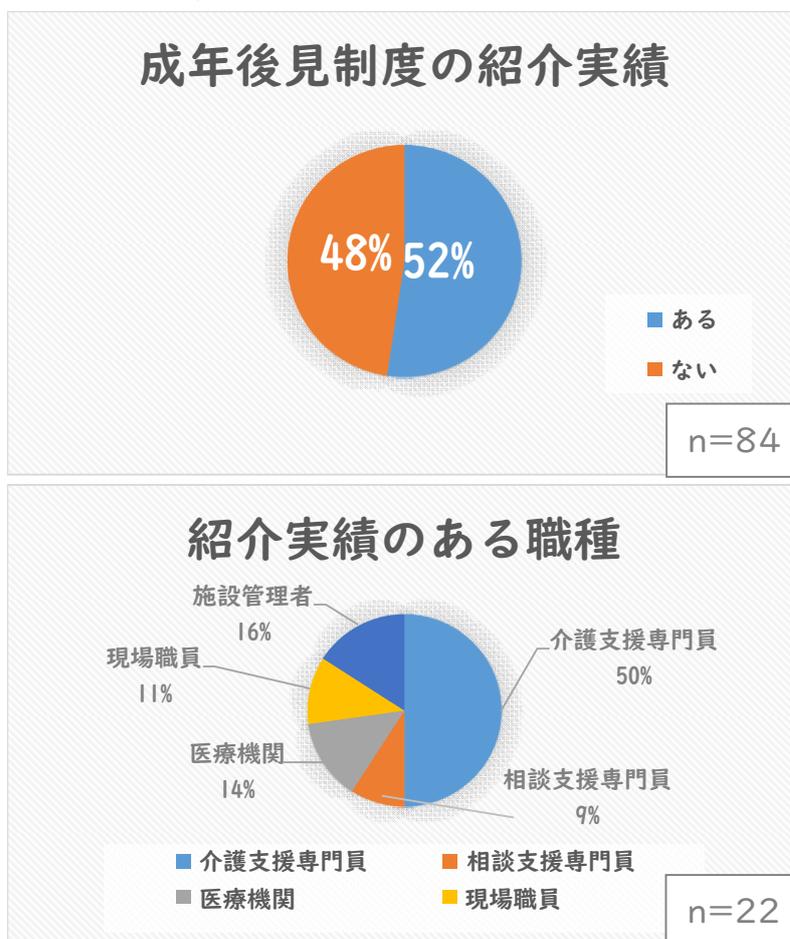
### I 成年後見制度について

#### (1) 成年後見制度の認知度

Q1 成年後見制度・任意後見制度を利用者（患者・介護認定者・障がいサービス利用者等）に説明や、制度利用を進めたことはありますか？

成年後見制度や任意後見制度に関する説明や利用の進めを業務上行った経験の有無を調査した。調査結果から、回答者の中で半数以上が成年後見制度や任意後見制度について利用者に説明し、制度の利用を進めた経験を持っていることがわかる。

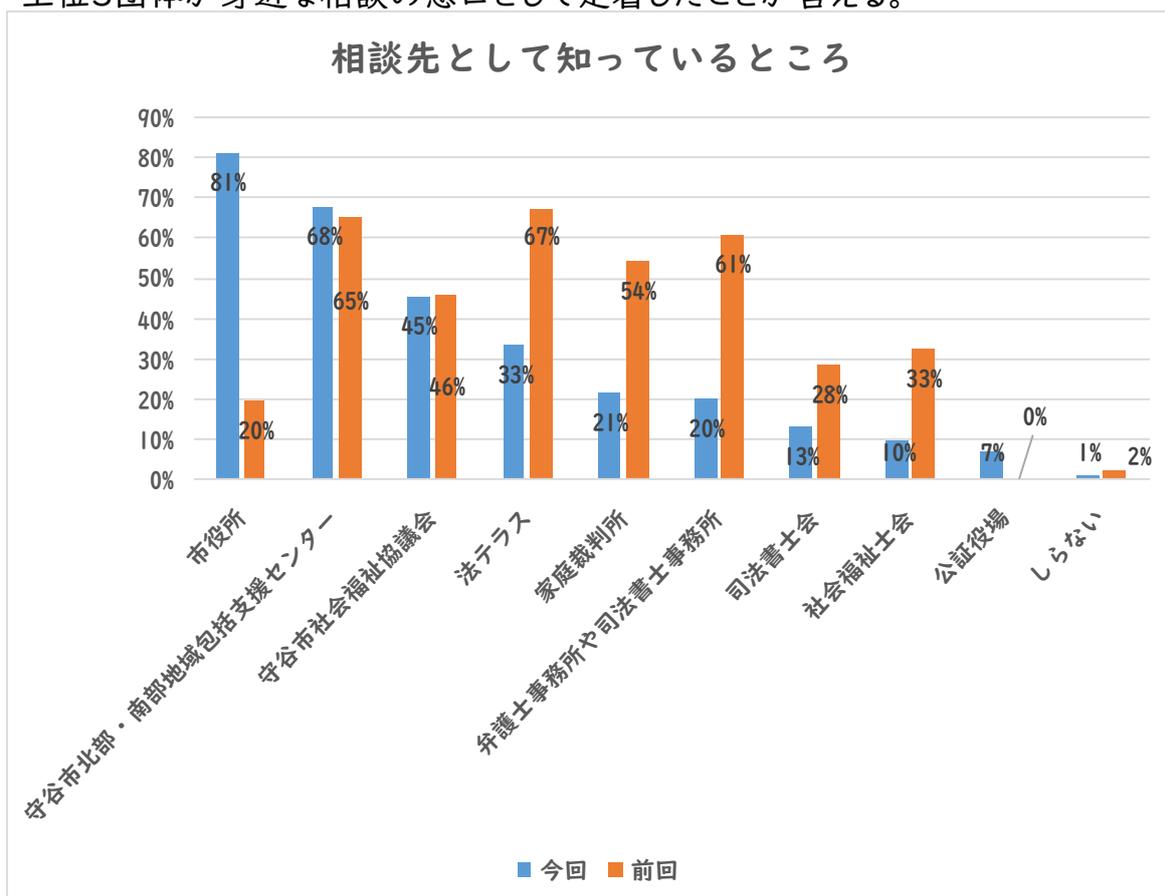
また、進めたことがあると回答した方のうち73%が介護支援専門員や障がいの相談支援専門員、医療機関の相談職員であった。



## (2) 成年後見制度の相談先を知っているか

Q2 成年後見制度の相談先として知っているところはどこですか？(当てはまるものすべてにチェックしてください)

成年後見制度に関する情報提供や支援を実施する組織や機関についての認知度を調査した。調査結果から、相談先として知っているところについては、「市役所」(81%)が最も多く、次いで「守谷市北部・南部地域包括支援センター」(68%)、「守谷市社会福祉協議会」(45%)などが続く。市役所の成年後見制度の相談窓口の啓発(事業所向け研修会の開催・個別相談・ケース会議の参加)により伸びが顕著である。また、地域包括支援センターは市からの委託後も相談先として定着し、社会福祉協議会も前回と同様な結果となった。このため、上位3団体が身近な相談の窓口として定着したことが言える。



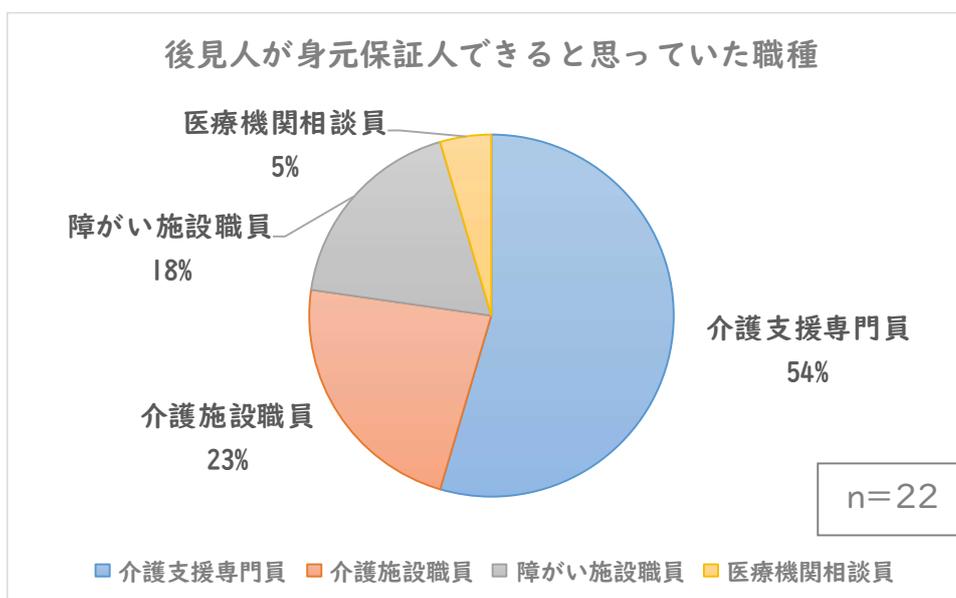
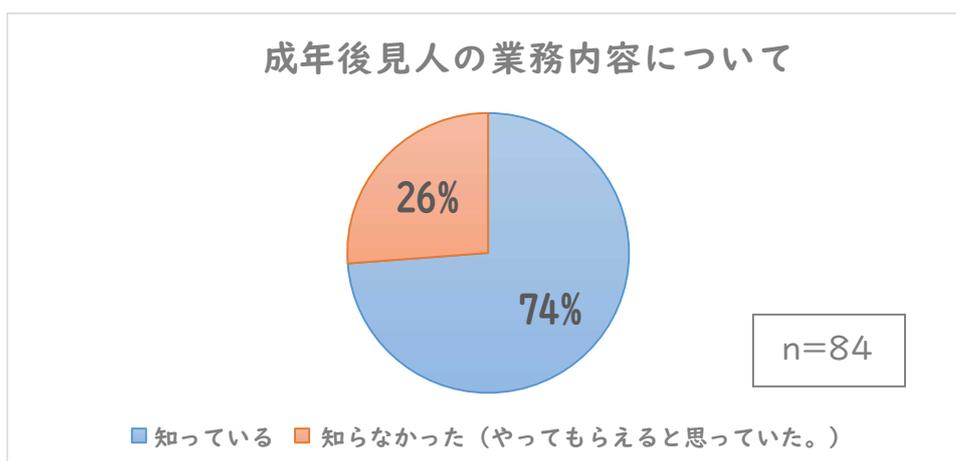
※守谷市北部・南部地域包括支援センターの前回の指標は、「市直営地域包括支援センター」の数値である。

### (3) 成年後見人の業務内容について

Q3 成年後見人の業務として、入院・入所の際の身元保証人や、直接介護・介助（身体介護・買い物支援・病院の送迎付き添い）は含まれないことを知っていますか？

成年後見制度における後見人の業務内容について認識の調査を行った結果、成年後見人等が着任した場合に、身元保証や直接介護・介助を行ってくれと誤って認識している場合もあるが、調査結果から、74%の事業所が正しく認識できていたことがわかる。

誤って認識している職種別の割合は、介護支援専門員が半数以上を占めており、正しい知識と理解度を高める必要がある。

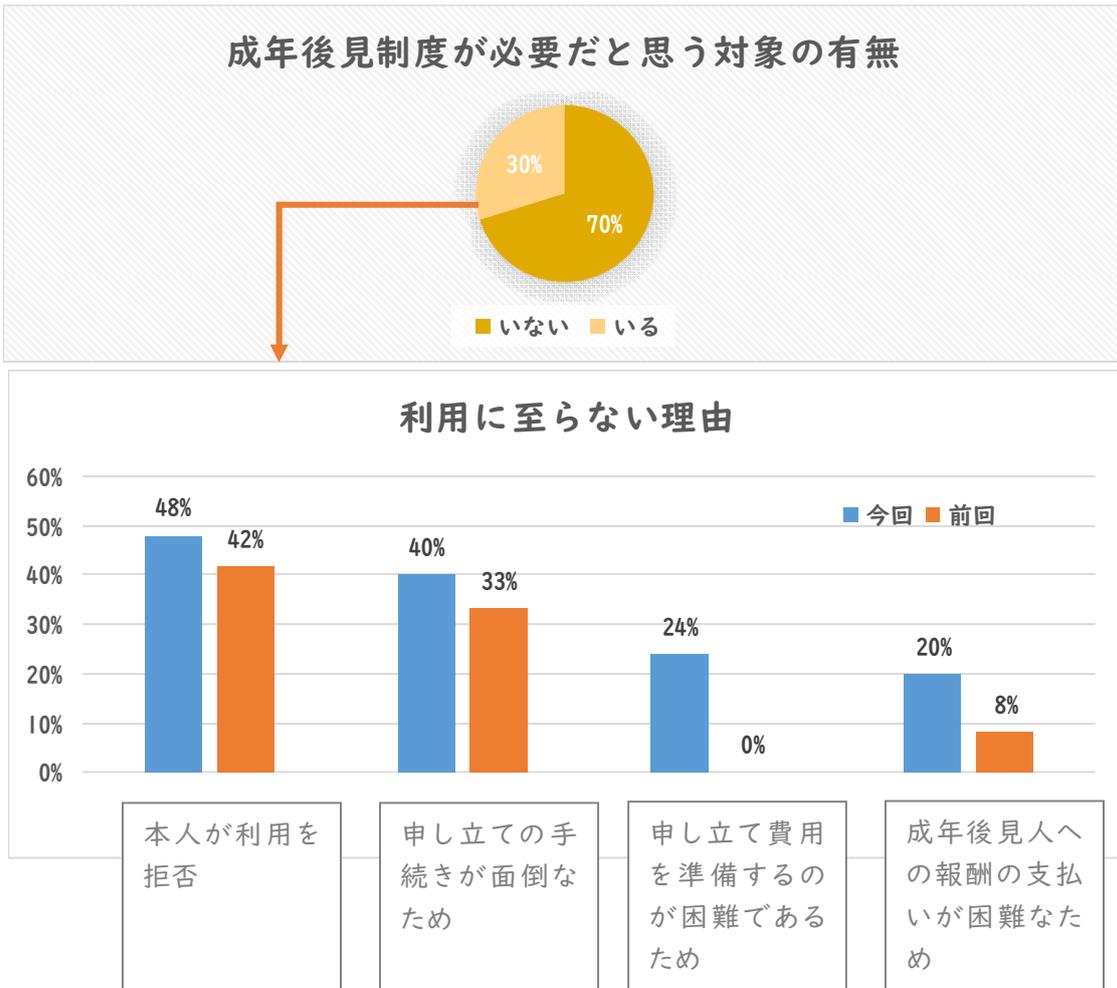


#### (4) 成年後見制度の利用に至っていない理由

Q4 業務上で成年後見制度の必要と感じている方で、まだ利用に至っていない方はいますか？またその理由は？（あてはまるものすべてにチェックしてください）

成年後見制度が必要な市民のうち、実際にまだ成年後見制度の利用に至っていない方がいるのかの実態把握とともに、なぜ利用に至っていないのかについて調査した。調査結果から利用の対象となる人はいないとの回答が70%となった。利用に至っていない理由を尋ねた結果、「本人の利用の拒否」(48%)、「申し立ての手続きが面倒なため」(40%)と続く。

特に費用の面の伸びが顕著であり、金銭面での課題となることがわかる。

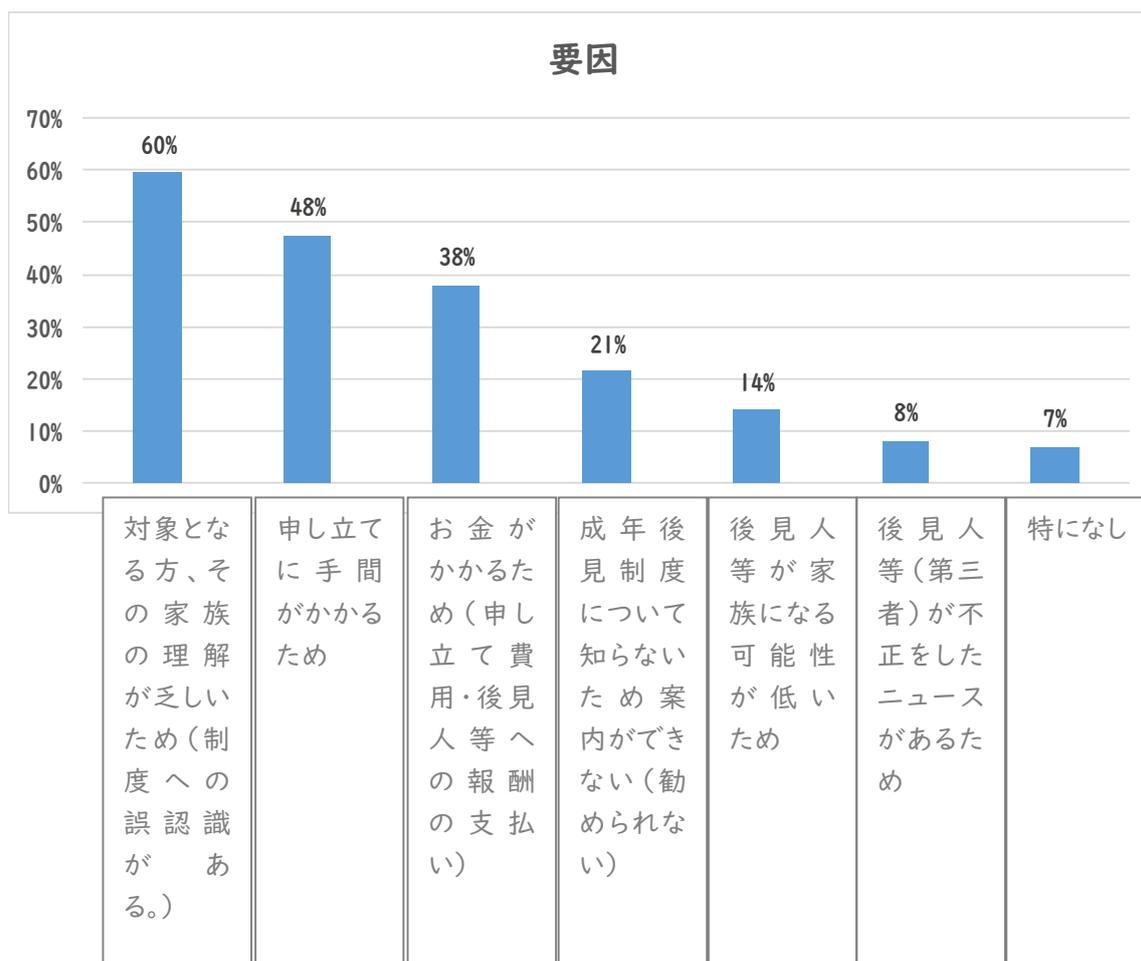


## (5) 成年後見制度の利用促進の阻害要因

Q5 お答えいただく方が成年後見制度を進めることについて、難しいと感じるところはありますか？(あてはまるものすべてにチェックしてください)

成年後見制度を進める際に直面する課題や阻害要因について調査した。調査の結果から、「対象となる方、その家族の理解が乏しいため(制度への誤認識がある。)」が60%と回答事業所の半数以上が利用促進の阻害要因と感じており、次いで「申し立てに手間がかかるため」(48%)、「お金がかかるため(申し立て費用・後見人等への報酬の支払い)」(38%)と続く。

このことから、対象となる本人・家族の理解度、申立て手続きの複雑さや金銭面が上位であり、特に対象者となる本人、家族が制度のメリットや必要性を感じていないことがわかる。



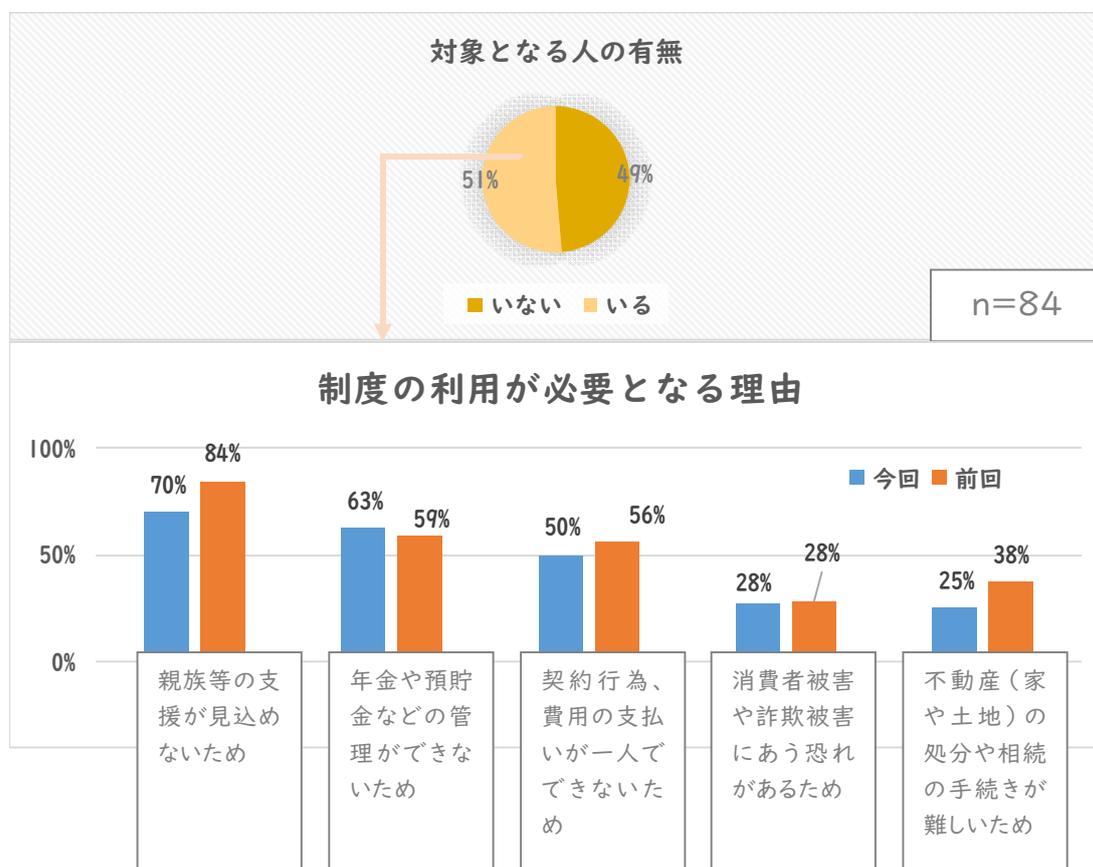
## (6) 成年後見制度が今後必要となる人の把握とその理由

Q6 現在関わっている利用者で、今後、成年後見制度の利用が必要と感じられる方はいますか？いる場合、その必要となる理由はありますか？(あてはまるものすべてにチェックしてください)

現在関わっている利用者の中で、将来的に成年後見制度が必要となる可能性がある人の把握、またその必要性が生じる理由について調査した。

調査の結果、現在「対象となる方はいない」(49%)となった。そのため、利用に至っていない人がいるとの回答に対し、その理由を尋ねた結果、「親族等の支援が見込めないため」(70%)、「年金や預貯金などの管理ができないため」(63%)、「介護・障がいサービス利用の申請や契約行為、費用の支払いが一人でできないため」(50%)と続く。

調査結果から、親族の支援が見込めない、またはいない状態の人が制度利用を必要となることが読み取れ、今後、権利擁護を進めていくうえで成年後見制度が必要な方への制度利用の勧奨が必要になっていくことが考えられる。

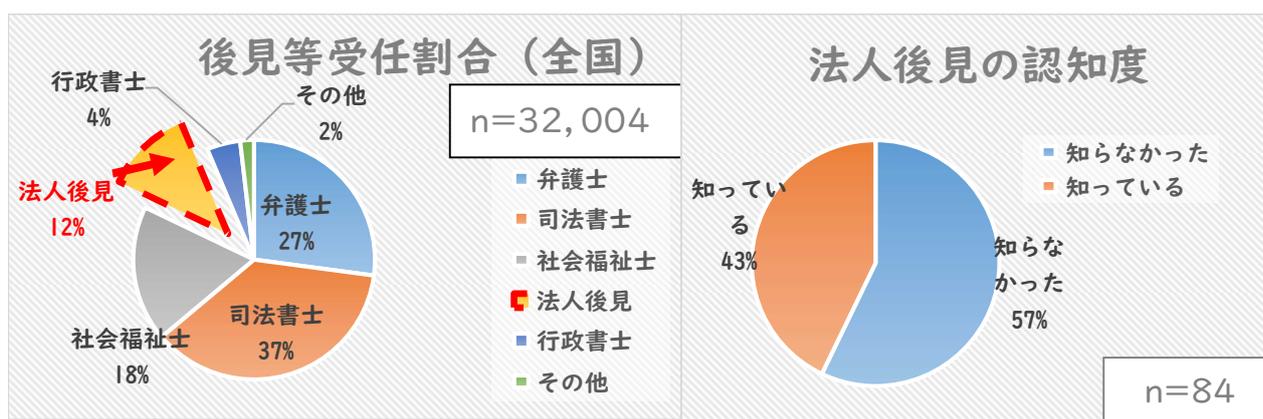


## (7) 法人後見の認知度

Q7 成年後見人に社会福祉法人などの法人格も受任できることを知っていますか？(例：社会福祉協議会やNPO法人など)

国での成年後見利用促進基本計画で「法人後見(※1)の育成」が謳われているおり、また法人後見の受任が1割程度(国内)と一定の割合で選任されていることから、法人格を持つ組織や団体が成年後見人等として選任が可能であることについての認識の把握のため調査した。

調査結果から「知らない」と答えた事業所が57%であり、「知っている」(43%)を上回る結果(下の表)となった。このことから、市の役割として、事業所へ制度全般の周知を行い、制度の正しい理解度を高めることや、法人後見の受任体制の構築を求められていることがわかる。



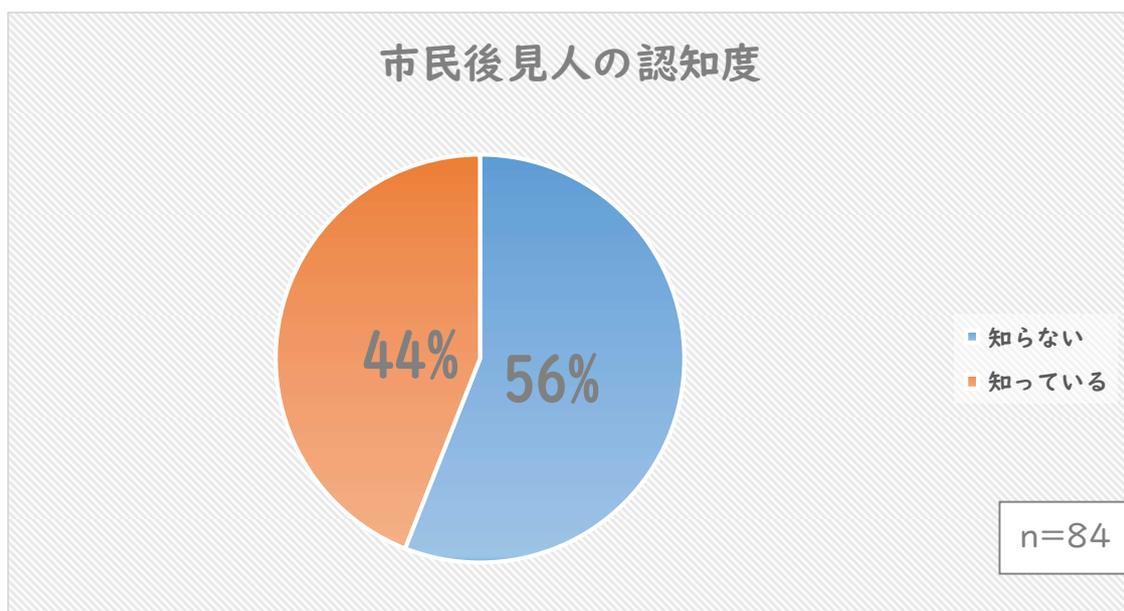
※1 法人後見とは、社会福祉法人や社団法人、NPO 法人などの法人が成年見人になり、ご親族等が個人で成年後見人等に就任した場合と同様に、判断能力が不十分な人の保護・支援を行うことを言う。法人後見では、法人の職員が成年後見制度に基づく後見事務を担当して行う。担当している職員が何らかの理由でその事務を行なえなくなっても、担当者を変更することにより、後見事務を継続して行うことができるという利点がある。また、専門職後見人等(弁護士や司法書士等)が一定の専門的事務(債務整理や施設入居契約等)が終えた場合、専門職後見から法人後見へリレーする「リレー後見」などが期待されている。

## (8) 市民後見人の認知度

### Q8 市民後見人という言葉を知っていますか？

国での成年後見利用促進基本計画で「市民後見人(※2)の養成」が謳われていることから調査した結果、「知らない」と答えた事業所が56%、「知っている」(44%)を上回る結果となった。

このことから、市民後見人の名称、役割、担い手のいずれも周知、存在の認知度が十分ではないことが分かった。国の指針のとおり市民後見人の養成に合わせ、市民後見人の活動や役割が認知できるような施策を講じる必要があることが読み取れる。

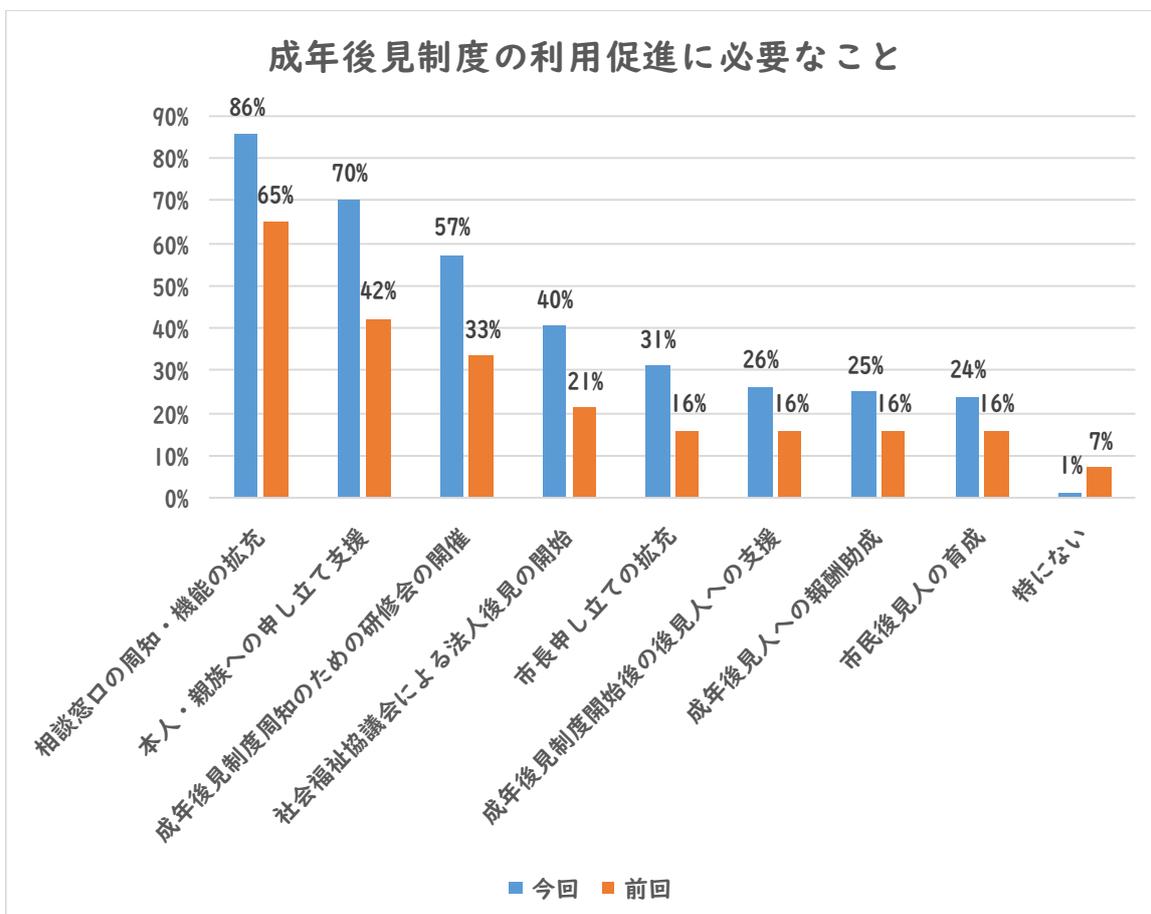


※2 市民後見人とは、専門資格を有さず、また、本人の親族関係ではない者、社会貢献のため、地方自治体等が行う養成講座を受け、一定の知識や技術・態度を身に付けた上、他人の成年後見人等になることを希望している者をいう。

## (9) 成年後見制度の利用促進に必要なこと

Q9 守谷市での成年後見制度の利用促進に向けて、必要と思われるのは何ですか？(あてはまるものすべてにチェックしてください)

市において成年後見制度の利用促進を図るために必要な取り組みや施策、事業所からの要望の把握のため調査した。調査の結果、「相談窓口の周知・機能の拡充」(86%)が最も高く、次いで「本人・親族への申し立て支援」(70%)、「成年後見制度周知のための研修会の開催」(57%)と続く。前回調査よりも各選択肢において増加がみられ、制度への関心や利用促進の重要性が読み解ける。その中でも、成年後見制度の内容の難しさから、全体的な周知や本人・親族支援の必要性があることがわかる。また、前回調査と比較し、各項目とも大きく伸びており、事業所が市や社会福祉協議会に対する利用の働きかけにかかる要望が高まっていることがわかる。

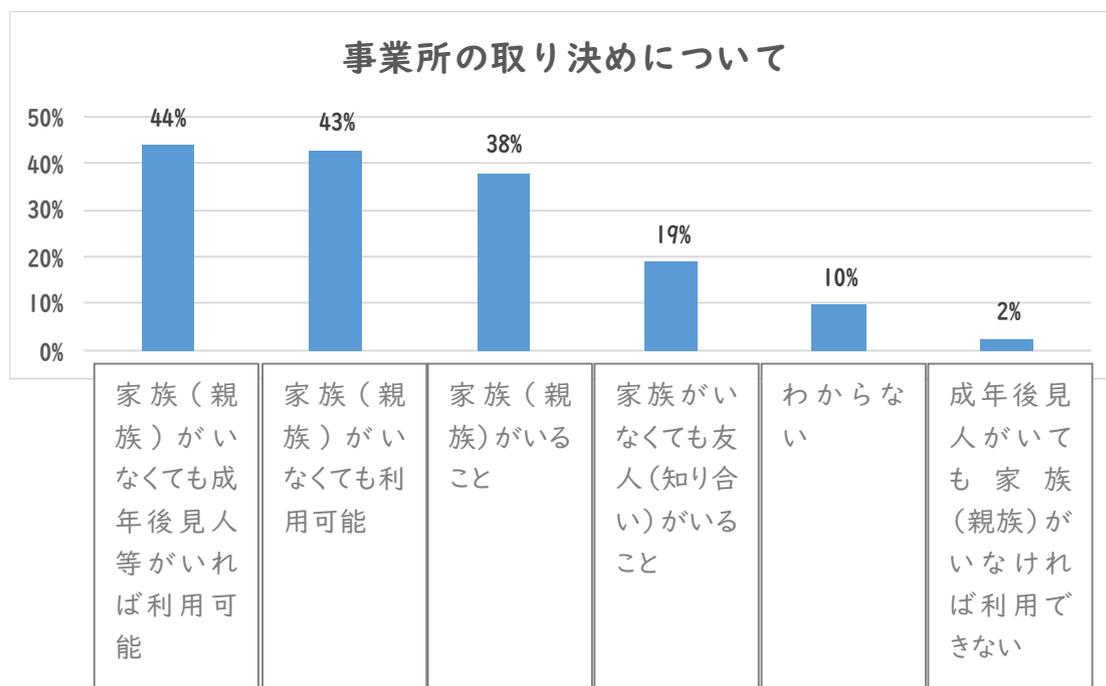


## (10) 事業所での取り決めについて

Q10 あなたの勤務先で新たにサービス利用（契約・支払いを含む）を開始するときの条件はどれですか？（あてはまるものすべてにチェックしてください）

成年後見人等が本人の身元保証人となれないことは、Q3の結果のとおりであるが、身元保証人がいないと介護施設等に入所できない等の案件が散見していることから調査した。調査の結果、「家族（親族）がいなくても利用可能」（44%）次いで、「家族（親族）がいなくても成年後見人等がいれば利用可能」（43%）、「家族（親族）がいること」（38%）と続く結果となった。

このことから、家族や親族の有無や成年後見人の存在、友人や知り合いの関与など、利用者によって異なる条件が存在していることが示唆される。しかし、ごく一部ではあるが「成年後見人がいても家族（親族）がいなければ利用できない」という回答があり、家族や親族の存在がなければサービス利用が制限されるという状態が示され、成年後見人の役割の周知が必要であることがわかる。



## (11) 自由意見

Q11 成年後見制度についての自由意見をお書きください。(制度が難しすぎるため、実務に生かせる研修をしてほしい!や、利用者へ説明の際に立ち会ってもらったり、説明をしてほしいなど)

関係意見を抜粋し記載

### 【介護支援専門員】

- 今後独居や判断能力の低い家族への関わりの中で後見人は必要と感じる。
- 内容は理解しているが、入院や緊急時に対応できるような制度に広がるという。
- ケアマネが利用者等から相談を受けた際に、ケアマネへの助言や利用者への説明をして欲しい。
- 利用者に説明をして欲しい。
- ざっくりとした内容しかわかっていないので、まだ、理解が足りない。

### 【相談支援専門員】

- 制度についてもっと詳しく知りたい、生かせる研修を受けたい。
- 実際後見人がいるといいと思うケースは沢山あるが、そこから相談員がどのようにアプローチしていくのか、どこまで踏み込むべきか悩みます。また、同法人の当施設では高齢化が進み、障がいから介護保険への移行を検討するケースが増えており、その際に身元引受人がいないと進まないケースも多くあります。後見人は身元保証ができないこともそこで知り、後見人と身元保証人どのようにお願いしていくのかが課題となっている。
- 制度に関して知識を付けたいので研修があれば受けてみたいです。
- 研修の機会を増やしてほしい。事例など説明頂けると嬉しいです。
- 実務に活かせる研修をお願いしたいです。

### 【介護関係施設】

- 気軽に参加できる研修会などあれば参加したい。
- 広報(相談窓口の周知・メリット/デメリット等の説明)範囲拡大。
- 以前、一度で家族に説明するのに地域包括の方にお世話になり色々勉強したが、申請の手間やお金がかかるなど、制度の定着に難しさを感じた。

○後見人となる方によって、どこまで対応して下さるのか、役割の範囲が違うので混乱することがある。勤務先事業所では、ご入居前の契約の際に、「誰がどこまで担当するか」を具体的に決めておくことにしている。

#### 【障がい福祉サービス事業所】

- 制度利用に対する本人の強い拒否がある場合の対応、対策について知りたい。
- 成年後見制度は知っているが、利用者の金銭問題になってしまう恐ろしさがあり利用をすすめるににくい。実務に活かせる研修の実施、サポートの徹底をお願いしたい。

#### 【医療機関（ソーシャルワーカー等相談員）】

- 救急病院の場合は決定までの時間が短縮されると次の機関に繋ぎやすい。
- 制度の内容が浸透していないと感じる。後見相当になるか微妙な方も多い。
- 市町村によっては成年後見制度の申し立ての相談すらしてもらえない所もある。可能なのであれば守谷周辺の市町村も合わせ、地域として成年後見制度利用促進を図って頂きたい。
- 制度利用に時間がかかるため、なかなか利用までにいたらない。
- 制度について勉強不足であるため、利用者への説明の際に立ち会いをお願いしたい。
- 後見人になった方でも、担当される弁護士さんたちによって対応は様々です。職域で行える範囲は狭いので、不十分さを感じています。また、任意後見の場合、誰が後見開始と判断して、どのような通知が何処からされるのかなど、わかりにくいことが多々あると感じており、説明書きなどの不十分さを何とかしてもらえないかと考えています。
- 制度としては知っているがどう進めていけばよいか分からないこともあるため実務に活用するための研修をしていただけると助かります。

## 2調査結果の傾向について

### (1) 調査結果の傾向について

#### ○相談窓口の啓発

Q2 前回の調査では、司法関係が上位を占めていたが、この3年で、身近な地域の相談窓口である市や地域包括支援センター、社会福祉協議会が上位に位置付けられてきた。

#### ○後見人の業務の認知度

Q3 成年後見人の業務内容について、26%の事業所は「知らなかった(やってもらえると思っていた)」と回答している。回答した業種として一番多いのが介護支援専門員(54%)となっており、成年後見制度についての正しい知識、理解度を高める必要がある。

#### ○成年後見制度の利用促進に関わる課題

Q5 制度の理解に関しては、60%と半数以上が「対象となる方、その家族の理解が乏しいため(制度への誤認識がある。)」と回答しており、制度の理解度を高める必要がある。

#### ○成年後見制度の意識と後見人等の担い手について

Q7、Q8の結果から、現在、後見人等の担い手の養成が国からの計画で謳われており、今後養成に向けた体制の構築が必要となるが、調査結果からは法人後見や市民後見人の認知度が低い傾向となった。

## 3まとめ

アンケート結果からは、市には成年後見制度の必要な人へのサポートや、相談・申立て支援機能の充実が求められていることが分かる。

また、事業所向けには、成年後見制度の実務向け研修会の提供など、事業所が不安を解決するための具体的な取り組みの必要性がある。

以上のことから、市の役割として、市民向けの講演会や事業所向けの研修会(業種別)の開催など啓発を行っていく。また、研修会や相談時に市民や事業所向けに成年後見制度のメリットや好事例等を情報提供し、成年後見制度の利用促進へとつながるような対策を講じることが求められていることが把握できた。